

つくばみらい市告示第140号

つくばみらい市東日本大震災被害者に対する国民健康保険税の減免に関する取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年11月5日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



つくばみらい市東日本大震災被害者に対する国民健康保険税の減免に関する取扱要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市東日本大震災被害者に対する国民健康保険税の減免に関する取扱要綱(平成23年つくばみらい市告示第145号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書中「令和6年度」を「令和7年度」に改め、同条第2項第1号中「令和6年3月」を「令和7年3月」に、「令和6年4月1日」を「令和7年4月1日」に改め、同項第2号中「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、同項第3号ただし書中「令和6年4月1日」を「令和7年4月1日」に改め、同項第5号中「令和5年4月2日」を「令和6年4月2日」に、「令和5年度」を「令和6年度」に、「令和5年の」を「令和6年の」に、「令和6年4月分から9月分」を「令和7年4月分から9月分」に改める。

第3条第1項第1号ア中「平成27年に」を「平成28年に」に、「平成27年解除世帯」を「平成28年解除世帯」に改め、同項第2号ア及び第3号ア中「平成27年解除世帯」を「平成28年解除世帯」に改め、同項第4号ア中「平成27年解除世帯」を「平成28年解除世帯」に、「平成22年」を「前年」に改め、同号イ中「平成22年」を「前年」に改め、同項第5号ア及び第6号ア中「平成27年解除世帯」を「平成28年解除世帯」に改める。

第5条第1項中「令和7年4月30日」を「令和8年4月30日」に改める。

別表第2中「平成27年解除世帯」を「平成28年解除世帯」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、改正後のつくばみらい市東日本大震災被害者に対する国民健康保険税の減免に関する取扱要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前のつくばみらい市東日本大震災被害者に対する国民健康保険税の減免に関する取扱要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示による相当規定によりなされたものとみなす。